

気候変動枠組条約第26回締約国会議 (COP26) について

**令和3年12月
環境省地球環境局**

- 1. COP26の概要/意義**
- 2. COP26の主な成果**
- 3. COP26における日本の発信**
- 4. COP26を受けて**

1. COP26の概要/意義

国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）概要

○日程・開催地等

2021年10月31日から11月13日に英国・グラスゴーにて開催。

（11月1日・2日は首脳級会合「世界リーダーズサミット」：岸田総理が参加）。

○議長

アロク・シャーマ （元英国ビジネスエネルギー産業戦略大臣）

○主な成果

☆ COPとしてのカバー決定

- ・「グラスゴー気候合意」：COP26として、気候変動対策の方向性と政治的メッセージを示す包括的な文書。
- ・市場メカニズム（パリ協定6条）等交渉議題の決定

☆ 議長国プログラム等での有志国によるプレッジ等

我が国も積極的に交渉に貢献し、**パリ協定ルールブックが完成**。また、我が国から、気候変動対策の重点分野における取組の発信や、電力、道路交通、鉄、水素、農業セクターの取組（「グラスゴー・ブレイクスルー」）等の実施枠組みへ参加。**歴史的なCOP**となった。



写真は会場。グラスゴーは産業革命時、蒸気機関を製造し、世界中に輸出。当時のクレーンがモニュメントとして残されている。

首脳級会合「世界リーダーズ・サミット」（11月1日（月）～2日（火））

岸田総理による演説

- 岸田総理から、2030年までの期間を「勝負の10年」と位置づけ、全ての国に野心的な気候変動対策を呼びかけた。
- また、我が国の取組として、
 - ① 我が国の新たな2030年温室効果ガス削減目標、
 - ② 今後5年間で最大100億ドルの資金支援の追加コミットメント（注）、適応資金支援の倍増の表明、（注：既に今後5年間で600億ドルをコミット）
 - ③ アジアにおけるゼロ・エミッション火力転換への支援、
 - ④ グローバル・メタン・プレッジへの参加、等の野心的な気候変動対策について発信を行った。
- 岸田総理の演説での新たなコミットメントには、多くの参加国・機関から高い評価と歓迎の意が示された。

二国間会談等

国連事務総長、英国、米国、豪州、ベトナム、インド、カナダ、欧州委員会、モンゴル、スリランカ、キルギス、エクアドル、クウェート、アイスランドとの二国間・二者間会談を実施した。



世界リーダーズ・サミットで演説を行う岸田総理
官邸HPから引用。

山口壯環境大臣のCOP26会合・イベントへの参加

「パリ協定ルールブックの完成」・「日本の取組の発信」の2つの大きな目的を達成。

● 国際交渉への貢献

- ・長年の宿題であった**市場メカニズムのルール交渉が完結**。今世紀半ばのカーボンニュートラル及び経過点である2030年に向けた**野心的な緩和・適応策を促す文言が盛り込まれる**。
- ・**閣僚級協議やバイ会談**（米中を含む主要10カ国・地域）を通じて、交渉に積極的に関与。
- ・**日本の提案**（政府承認に基づく二重計上防止策）が**市場メカニズムのルール合意のベース**になり、交渉妥結に大きく貢献。

● 日本の取組の発信

- ・ジャパン・パビリオンにおける展示及びイベントの開催等を通して、**国内そして世界の脱炭素化に向けた日本の取組をアピール**。
- ・循環経済とカーボンニュートラル、脱炭素都市、脱炭素社会と福島復興まちづくり等、**7つのサイドイベントに参加**（ビデオメッセージ含む）。



クロージング・プレナリーでのステートメント



米・ケリー大統領特使とのバイ会談



循環経済×カーボンニュートラル イベント

COP26の意味するところ（概観）

節目。潮目の変わるCOP

←対策実施主体の広がり・各国間交渉に加え各主体の気候行動の重点化

京都議定書は先進国のみの排出削減数値目標、パリ協定で先進国＋途上国の排出削減数値目標（各国が掲げる）と、排出削減に関する主体を広げてきた。

今次COPでは毎日テーマ（資金、エネルギー等）を設定し、**広いステークホルダーズによる対策の実施約束（プレッジ）**を喚起。対策を、関連する主体・セクターによる様々な行動・しくみによって促進する必要がある、という考え。

COPの場を、**交渉に加え、気候変動についての排出削減（緩和）・適応・資金に関する実質的な行動の促進にも重点をおく場とする「しかけ」**が複数決定されている。

参考：COP26の構成

冒頭に首脳級セッションを設定。閣僚級交渉は9日～。英国政府は日替わりでテーマを設定し、議長国主催のイベントを開催。様々な主体の自主的な対策約束（プレッジ）を演出。⇒**有志連合**

10/31(日) 開会	11/1(月) ワールトリーダーズサミット (首脳級)	11/2(火)	11/3(水) 資金	11/4(木) エネルギー	11/5(金) 1人及び市民 のエンパワメント	11/6(土) 自然
11/7(日)	11/8(月) 適応 ロス&ダメージ	11/9(火) ジェンダー 科学及び イノベーション	11/10(水) 交通	11/11(木) 都市・地域 及び環境の 構築	11/12(金)	11/13(土) 1日延長
閣僚級						

COP26の意味するところ（概観）

COP26の各種決定には、今後の緩和・適応双方の強化のためのシステム（「しかけ」）が埋め込まれている。

【排出削減（緩和）の強化】

- ・COP27はエジプト（決定）、COP28はUAE（でほぼ決定）。共に途上国。
- ・途上国が適応及び資金に焦点を当てようとしているが、緩和の努力追及なしに1.5℃目標達成・気候変動の緩和はなしえない。

←主要国への緩和の働きかけ、自国での実施：COPカバー決定「グラスゴー気候合意」

【適応及びロス&ダメージへの対応の強化】

- ・COP27における主要テーマの一つ。日本の取組も注目

（留意点：時間軸）

- ・2022年：NDC再提出・緩和野心作業計画
- ・2023年：グローバルストックテイク（パリ協定の世界全体の実施状況の確認）
- ・2024年まで：2025年以降の長期気候資金

（各種決定に盛り込まれている今後のシステムの例）

- ・各国削減目標（Nationally Determined Contribution (NDC)）について、未だパリ協定の温度目標に沿った新規又は更新したNDCを提出していない国に対して2022年末までに提出するよう要請
- ・緩和野心の、この10年のスケールアップのための作業計画 ・各国削減目標統合報告書の作成（毎年）
- ・全ての国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の逡減（フェーズ・ダウン）及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む努力の加速を求めること
- ・リーダーズ・ラウンドテーブルの設置
- ・「適応に関する世界目標（パリ協定7条）」策定のための作業計画
- ・先進国に対して、2025年までに途上国の適応支援のための資金を2019年比で最低2倍にすること
- ・市民、地域コミュニティ、地方政府、若者や子供などあらゆるステークホルダーとの連携の強化 等

2. COP26の主な成果

COP26 の主な成果

締約国会議としての決定

○「グラスゴー気候合意（COP26カバー決定）」

：COP26として、気候変動対策の方向性と政治的メッセージを示す包括的な文書。
議長国が各国意見を踏まえて起草し、その内容について各国が議論し、決定。

- ・1. 5℃努力目標追求の決意を確認
- ・排出削減に関する今後の検討道行き等にも言及
- ・石炭火力、非効率な化石燃料補助金等
- ・2025年までに先進国の適応支援を2019年の水準から倍増

○各議題の決定事項

- ・パリ協定ルールブックの完成：炭素クレジットの国際取引ルールの設定
- ・透明性（排出量、NDC実施状況等の報告表）、NDCの共通の実施期間、ロス&ダメージ、適応、定期レビュー、キャパシティビルディング等
- ・長期気候資金
 - ・2020年で年間1000億ドルの目標（先進国→途上国）は未達成
 - ・2025年以降の新規目標は、2027年まで議論を継続

議長国プログラム等での有志国によるプレッジ ⇒ 有志連合

例) ○「グラスゴー・ブレイクスルー」（電力、道路交通、鉄、水素、農業）

○グラスゴー・フィナンシャル・アライアンス・フォー・ネットゼロ(GFANZ)

・世界の機関投資家や金融機関などが加盟する業界団体（GFANZ）

・脱炭素に向けた途上国への資金供給を強化する方針

○森林・土地利用 ○海運 ○自動車等

COP26カバー決定「グラスゴー気候合意」のポイント

位置づけ

- COP26として、気候変動対策の方向性と政治的メッセージを示す包括的な文書。
- 議長国が各国意見を踏まえて起草し、その内容について各国が議論し、決定。

- **科学**：IPCC第6次報告書の成果への言及等
- **適応**：適応能力の拡大、レジリエンスの強化のための行動や支援の拡大、**地方・国・地域（注：アジア太平洋等）での各種計画への適応の統合**、世界全体の適応ゴールに関する「**グラスゴー・シャルム・エル・シェイク※作業計画**」の開始等 ※COP27開催地の名称（エジプト）
- **適応への資金**：先進国による資金プレッジを歓迎。**先進国に、2019年比で2025年までに少なくとも2倍の気候資金の提供を招請。**
- **緩和**：1.5℃目標の達成に向けた野心の向上（**2022年末までに、パリ協定気温目標に整合するよう、2030年目標を再検討し強化を要請**）、長期戦略の策定の招請、**緩和の野心と実施を緊急にスケールアップするための作業計画の設立**、2030年までの野心に関するハイレベル閣僚級ラウンドテーブルの開催（COP27）、**グリーン電力発電の実装と省エネルギー措置（排出削減対策の講じられていない石炭火力発電の逡減と非効率な化石燃料補助金のフェーズアウトに向けた努力を加速させることを含む）等**
- **資金**：先進国の気候資金目標（官民合わせて年間1,000億ドル） 等
- **気候変動の悪影響に伴う損失と損害（ロス&ダメージ）**：先進国等による支援の招請、COP25で設立した「**サンティアゴ・ネットワーク（技術支援枠組み）**」の稼働に向けた取組と**資金支援**、関連機関の対話の開催等
- **実施**：**グローバルストックテイク（2023年に締約国全体の取組等を評価）**、**NDCの共通の期間（＝コモンタイムフレーム（基本5年に決定））**、**排出報告等透明性に関する途上国支援の増大** 等
- **協力**：民間、市民社会、ユース等非政府主体の関与の重要性

パリ協定 6 条の意義、メリットについて

パリ協定 6 条とは

- ・パリ協定の下、国際的な削減量の取引を通じて各国のNDC（削減目標）の達成及び引き上げを実現。環境十全性を確保するためのルール及び国連によるメカニズム等を規定。

6 条が必要である理由

パリ協定の目標達成に必要な世界のGHG排出削減を効率的に促進する上で重要。

- ◆ 6 条ルールは、国同士の排出クレジットの移転だけではなく、航空分野をはじめ、民間企業の自発的なマーケットにおいても準用される、重要なルールである。
- ◆ 6 条の実施ルールが合意され、施行されれば、各国において、より効率的かつ追加的な削減の促進が可能となる。各国が提出したNDCでは120か国以上が6条の活用と言及している。

6 条により期待される効果

- ・専門家によると、6 条の実施により2030年までに世界全体で年間最大で90億トンCO₂の追加的削減量が実現されうるとの試算がある。
- ・2018年のCO₂排出量（エネルギー起源）の約 3 割に相当する量が 6 条により追加的に削減され得る。
- ・グローバルな脱炭素市場や民間投資が活性化することにより、世界的な排出削減と同時に各国の経済成長にも貢献し得る。

COP26における6条の合意と日本の貢献

背景・論点

- パリ協定6条（市場メカニズム）：2018年COP24でパリ協定実施指針（パリ・ルールブック）を採択するも、6条ルールは合意に至らず。2019年COP25で前進するも結論先送り。
- 主な論点：排出削減量の二重計上防止策、京都議定書下の市場メカニズム（CDM）のクレジットのパリ協定への移管、市場メカニズムを通じた適応資金支援

COP26合意内容

- 二重計上防止策：日本提案である排出削減プロジェクトの実施国の政府が「承認」したクレジットのみをNDC等にて利用可とする案が採用
- CDMクレジットのパリ協定への移管：2013年以降に登録されたクレジットを対象に
- 6条2項の二国間型メカニズムからの適応への資金支援（パリ協定では6条4項の国連管理型のみ義務として規定）：自主的貢献と報告義務で決定

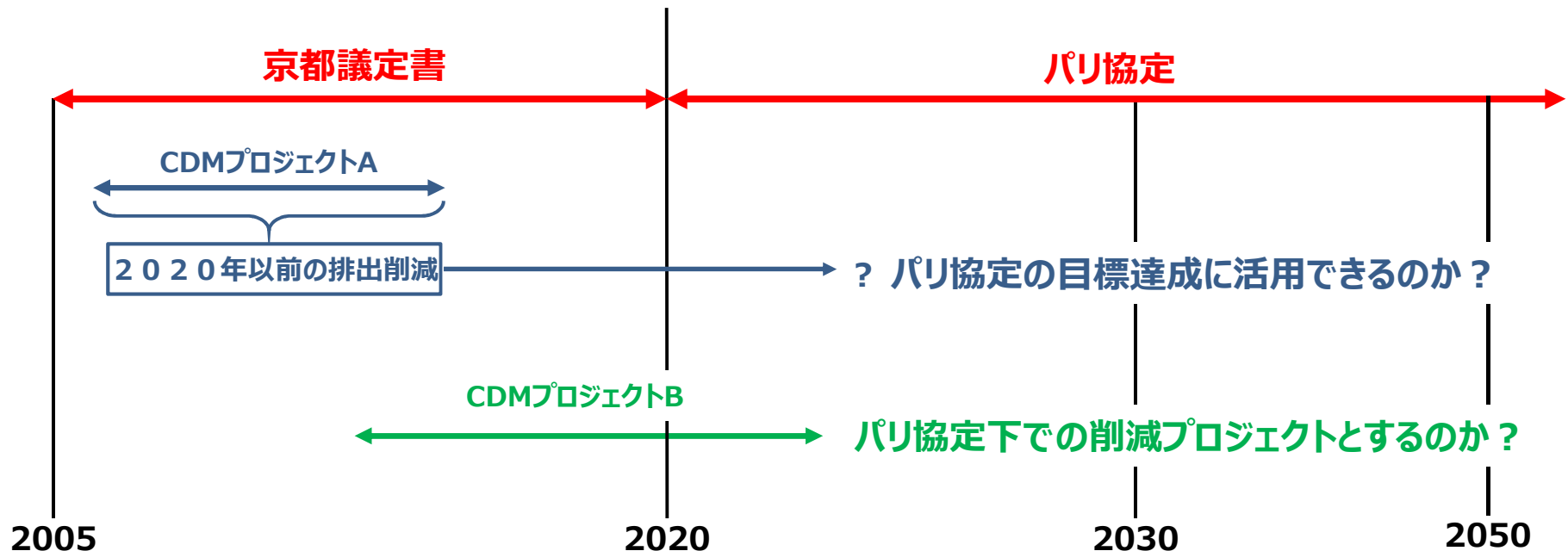
日本の貢献

- 先進的な二国間の市場メカニズムであるJCMの経験を活かして、6条ルールの交渉を主導
- 交渉においても、定量的なデータ・分析・決定テキスト案の提供を通じて議論を促進
- 特に二重計上防止策については、日本提案（ホスト国政府「承認」に基づく二重計上防止策）により交渉を妥結に導く

数量分析：京都メカニズム下のプロジェクト・クレジットの移管

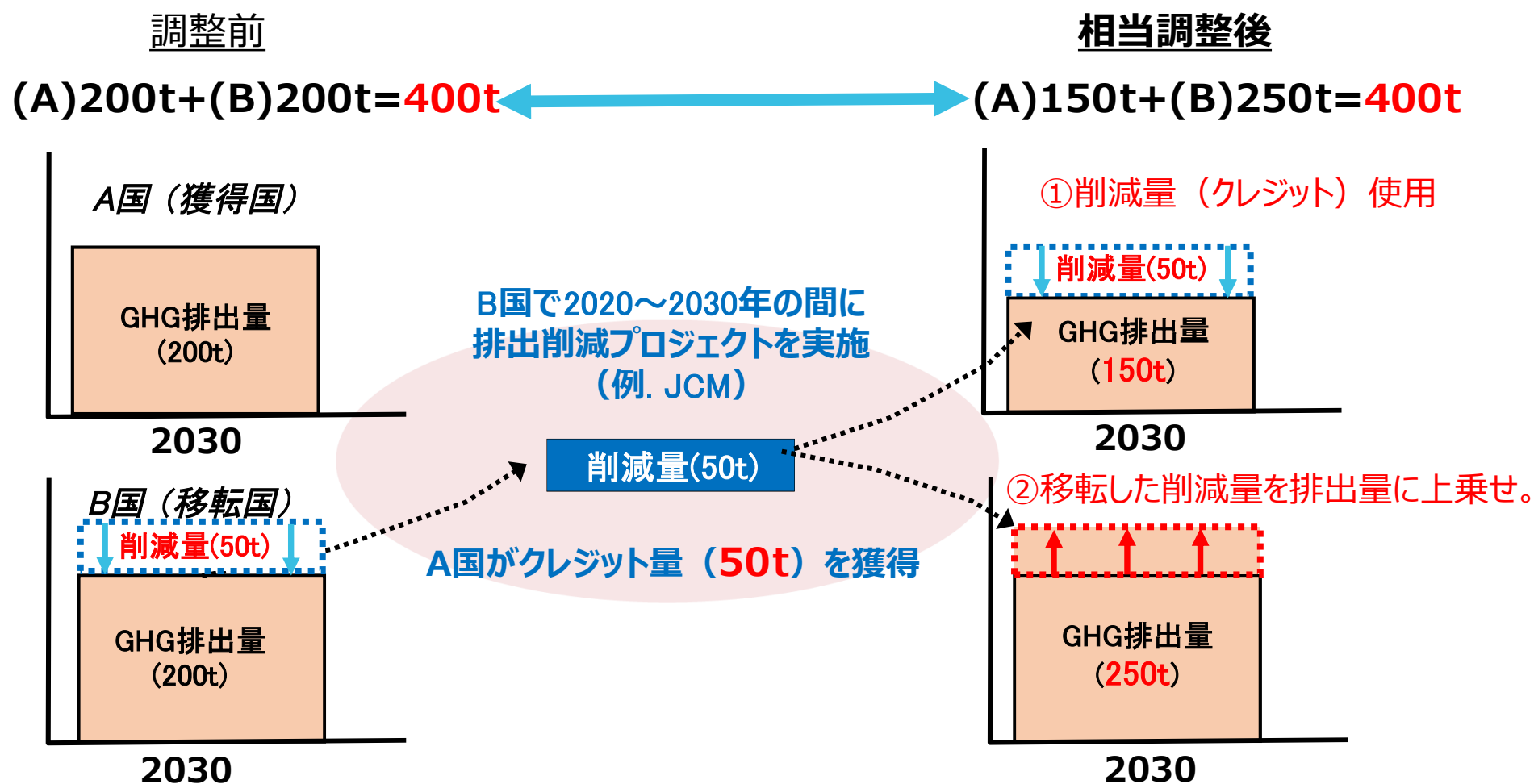
- 論点：京都メカニズム下のプロジェクト及び2020年以前の削減クレジットをパリ協定で使えるようにするかどうか。

- ◆一部途上国（ブラジル）は、京都議定書の下での2020年以前の発行済クレジット・CDMプロジェクトは、**パリ協定下の6条4項国連管理メカニズムに自動的に移管**されるべきと主張。
- ◆先進国は、パリ協定は2021年以降の削減を対象とするべきとして、CDMクレジット・プロジェクトの自動移管に反対。



ダブルカウント（二重計上）を防止する相当調整

- ダブルカウント（二重計上）を防止するためには、移転された削減量が獲得国の目標達成にのみ使用されていることが必要である。



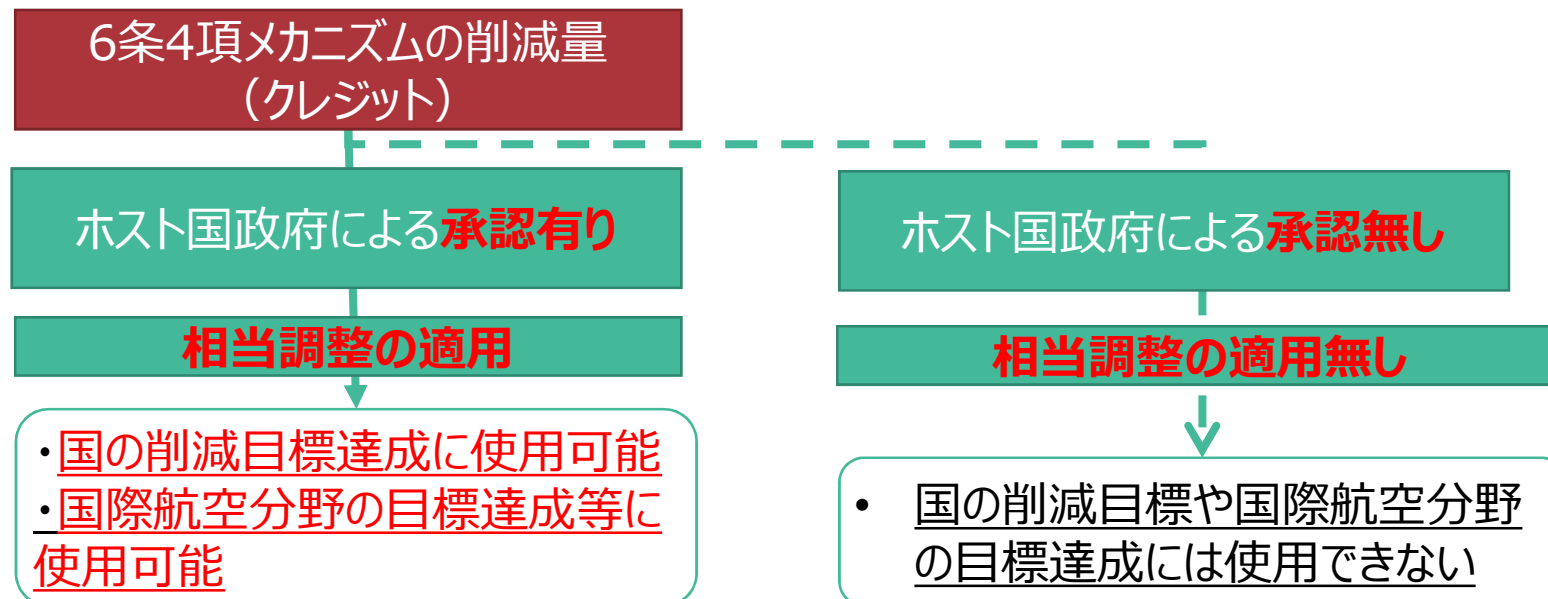
日本提案（二重計上防止の承認案）

問題の背景

- 一部の途上国は、二重計上防止ルール（相当調整）の6条4項メカニズムへのルール適用免除や猶予期間の設定などを主張。6条の合意に向けた重要論点の一つであった。

日本提案

- 我が国より、6条4項メカニズムのプロジェクトを実施する**ホスト国が「承認（Authorization）」**するクレジットに対して相当調整が適用され、パリ協定に基づく各国の削減目標（NDC）及び国際航空分野などの目標達成に活用可能するルール案を提示。
- 本提案は**ホスト国が相当調整の適用を決める事が出来ること、ルールの適用免除や猶予期間の設定等が不要**となることから、多くの国が支持、6条交渉妥結のブレークスルーとなった。



主な交渉議題： 13条（透明性）

背景

- COP24では、GHGインベントリ報告におけるIPCC2006年ガイドラインの使用、個別の報告事項ごとに途上国の能力に応じて与えられる柔軟措置、NDC進捗報告における、比較可能性を担保するための共通表形式での報告等について実施指針として合意。
- COP25では報告表・様式の作成が議論されたが合意できず（パリ・ルールブックの一部）。以降COP26までの間、オンラインで数多くの技術的事項について話し合いが継続されたが、一部途上国は交渉プロセスとしての表・様式のドラフティング作業を拒否し、正式な議論の土台がないままCOP26へ。

COP26での交渉

- COP26初日にSBSTA議長主催の技術的会合により、これまでの議論を反映した表・形式が正式な交渉の俎上に上がり議論が開始。一部途上国より、能力不足や国の事情により報告できない事項等の存在を理由に行・列の削除や、表形式そのものの様式を否定する主張がなされ、閣僚級会合と同時に、数多くの専門家会合やハドルでの論点ごとの交渉が続けられた。
- 同時に途上国からは報告に係る支援を求める声も大きく、最後は地球環境ファシリティ（GEF）の議題における支援強化の約束とパッケージで、GHGインベントリ報告及び、NDC進捗報告ともに報告表に合意。
- なお我が国他多くの国の支持により、2019年IPCC京都総会で採択されたIPCCインベントリガイドライン2019年改良版（いわゆる「京都ガイドライン」）の自主使用も認められた。

COP27に向けて

- キャパシティ・ビルディングを含む報告のための支援のあり方については新たな議題の下継続して議論。
- インベントリ報告に必要なソフトウェアの開発状況報告、報告書レビューのトレーニングプログラムについてSBSTAの下議論継続（特に実施指針には規定のない、ロスダメ等）。
- NDC進捗報告については6条報告とのリンク部分の表が一応完成しているが、今後6条交渉で詳細が議論される中で追加的な作業が必要になる可能性は有り。

3. COP26における日本の発信

- ・議長国プログラム等各種イベント**
 - ・ジャパンパビリオン、サイドイベント等**
-

公式プログラム、国際機関を通じた日本の取組の積極的発信（環境省分）

- 議長国プログラム、UNFCCC公式イベントにおいて日本の取組を発信
- 国際機関や他国主催のサイドイベント等も含め、13件のイベントにおいて発信

議長国プログラム、UNFCCCイベント

- 議長国プログラムの閣僚級セッション
(11/5 ユース及び11/8 適応で発信)
- UNFCCC主催イベント（気候ウィーク、マラケシュ・パートナーシップ、CCAC主催メタン・フロン等対策の閣僚級会合）

他国、国際機関等イベント

- 米国主催のフロン対策イベント、国際機関主催の適応や生物多様性、都市のサイドイベント等



正田地球審：議長国プログラム ユースセッション



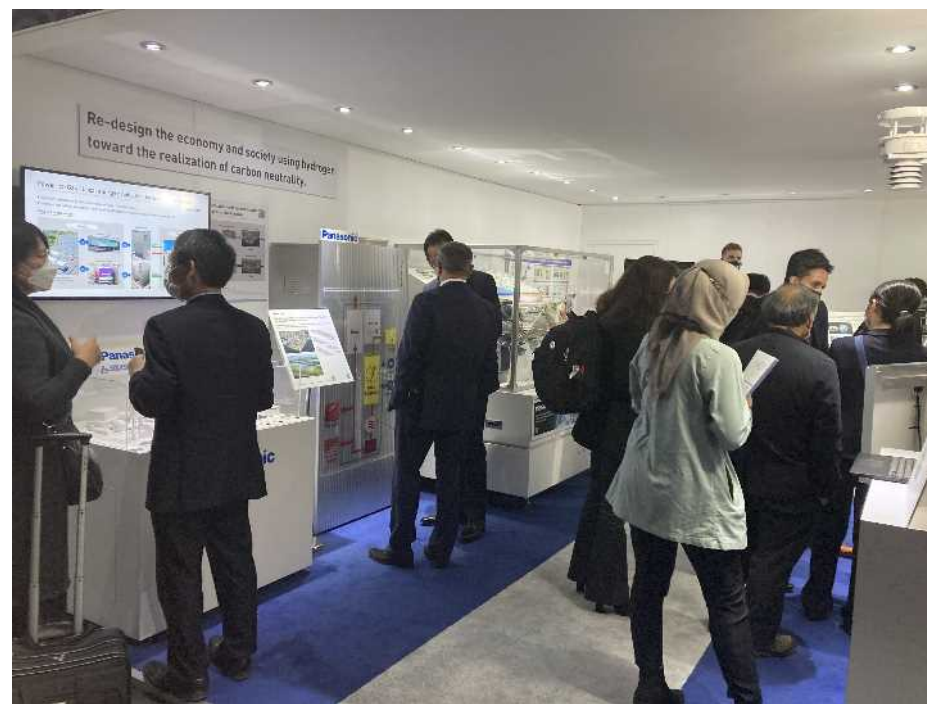
正田地球審：議長国プログラム 適応行動セッション



正田地球審：米国主催のフロン対策イベント

ジャパンパビリオン等を通じた日本の取組の積極的発信（展示）

- COP期間中、会場内に現地及びバーチャルのジャパンパビリオンを設置。セミナーの開催、脱炭素技術等の展示を実施。
- 日本国内の脱炭素に向けた取組、及び世界の脱炭素移行支援の取組を積極的に発信。
- 展示については、地域作り、食、モビリティ、エネルギー、新素材、衛星観測等多岐にわたる技術や取組を、現地会場（12社）とバーチャルパビリオン（33社）で発信



日本の取組の積極的発信：展示（実地）

	展示者	展示概要	ポイント
●生活／地域作り	福島脱炭素×復興	福島の原発事故からの復興と脱炭素の先進地域を同時に目指す「脱炭素・復興まちづくり」の取組を紹介し、今の福島について現状を正しく伝え風評払拭につなげる。	避難されていた方々も徐々に戻り、福島は震災を契機に環境先進地域を目指す先駆けとなっている。ジャパンパビリオンにおいては福島における環境再生や環境先進地域への取組について紹介すると共に11月10日に環境省主催のセミナーを開催する。
	CYJ:Climate Youth Japan（若者団体）	今回の東京五輪をサステナビリティの観点から評価するとともに、2025年大阪万博に向けて提言	日本の代表的な気候変動問題に関する全国的若者ネットワーク
●エネルギー	パナソニック	分散型電源として「定置用水素燃料電池」を活用し、地域の脱炭素化に貢献	初めて「定置用水素燃料電池」を特定エリアに社会実装
	三菱重工業	発電部門のゼロエミッション化を目指す高効率水素ガスタービン	発電効率でトップレベルのガスタービンで水素活用
	戸田建設	長崎県五島市における浮体式洋上風力発電の実用化	現地化策とコスト低減策のトータルソリューションはオンリーワン
●素材／資源循環	中国電力・鹿島建設・デンカ・ランデス・三菱商事	コンクリート製造時に大量のCO2をコンクリートに吸収・固定する技術を商業化	コンクリート製造時におけるCO2排出量を実質ゼロ以下にした世界初かつ商業化済みなカーボンネガティブコンクリート
	日揮グループ	プラスチックリサイクル率の大幅な向上を実現する、ガス化、油化、モノマー化の3つのケミカルリサイクル技術	世界で唯一の長期商業運転実績を有する3つのケミカルリサイクル技術を駆使し、難処理プラから多様な製品へのリサイクルが可能

日本の取組の積極的発信：展示（実地）

	展示者	展示概要	ポイント
● 衛星観測	JAXA (宇宙航空研究開発機構)	温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」や陸域観測技術衛星2号「だいち2号」などを用いて、温室効果ガス(GHG)排出量や森林などの吸収源を全球的に観測	10年以上にわたる全球のGHG観測データ、及び森林観測に有効な合成開口レーダによる全球森林データを保有するのは日本のみ
	IHI／住友林業	世界で唯一の持続可能な熱帯泥炭地管理モデルを、衛星観測・UAV・気象観測技術を活用することで世界中に普及。地球規模の気候変動対策に具体的なアクションを起こす。	科学的な実地データや最先端技術を用いた熱帯泥炭地管理は世界で唯一の取り組みである。
● CCS	三菱重工業株式会社	CO2回収技術とCCUSへの取組み	排ガスからのCO2回収装置の世界シェアトップ。回収率、再生純度、エネルギー効率も世界最高レベル。CO2回収技術にとどまらない幅広い技術・取り組みでCCUSバリューチェーンへ参画。
	日本CCS調査	苫小牧CCS実証試験の成果と将来の展望	大都市近郊で市民のご理解を得ながらCCSを行った苫小牧での実証試験は、世界に例のない取組
● その他	日立製作所	脱炭素に向けた日立の取り組みと、カーボンニュートラル社会へのトランジションをシミュレーションするCyber PoCを紹介	人とAIの協働により、AIだけ・人だけでは思いつかない未来シナリオを描き、不確実な将来に向けた政策策定・意思決定を支援する、文系知とのコラボレーションによるユニークな取り組み

ジャパンパビリオン等を通じた日本の取組の積極的発信（サイドイベント）

- COP期間中の約2週間にわたって、31件のセミナーを開催。（うち、8件に環境省出席）
- セミナーを通じて、**日本の脱炭素の取組**（都市・地域を基盤とした脱炭素社会や循環型社会等の構築、福島脱炭素と復興を同時実現する取組、企業や大学、NGO等によるアクション等）、**世界の脱炭素移行支援**（都市・地域レベルの脱炭素化の国際的波及、企業等の透明性向上支援、JCM等）に関する様々な取組を紹介。

- 我が国の都市・地域を基盤とした日常に根付いた多様で複層的な取組の推進により、脱炭素社会、気候変動に適応した社会、循環型社会を構築していくビジョン
- 福島における脱炭素社会と復興まちづくりを同時実現する先進地の創出にむけた取組
- 企業や大学、NGOや若者団体などによる脱炭素化のアクションや政府との協働
- 都市・地域レベルの脱炭素化を国際的に波及させていく取組
- アジアにおける企業等の排出量把握を促進する地域ガイドライン作成の取組

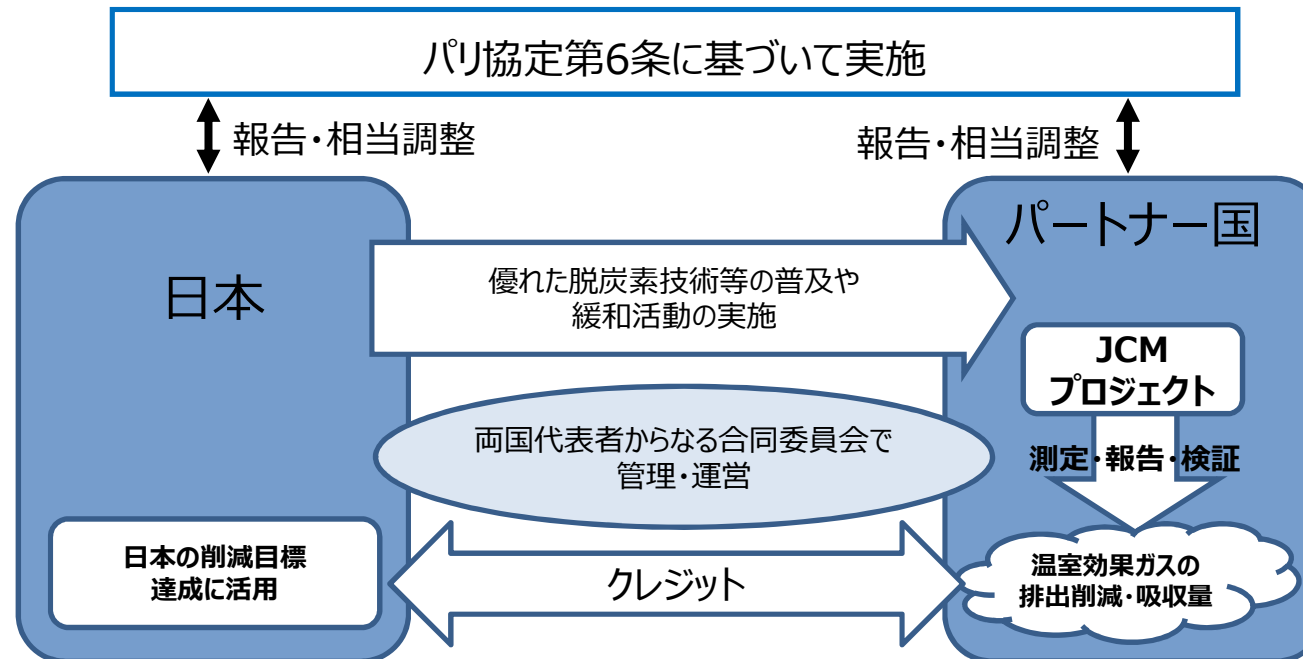
さらに、「東京ビヨンドゼロウィーク in グラスゴー」と題し、エネルギー移行に向けた様々な経路（パスウェイ）、イノベーション、アジアなどへのエンゲージメントの重要性について発信する複数のセミナーを実施。



4. COP26を受けて ～6条実施について～

JCMの基本概念

- 優れた脱炭素技術等、製品、システム、サービス、インフラの普及や緩和活動の実施を加速し、途上国の持続可能な開発に貢献。
- パートナー国で実施される緩和行動を通じて、日本からのGHG排出削減又は吸収への貢献を定量的に適切に評価し、それらの排出削減又は吸収を日本及びパートナー国の排出削減目標の達成に活用する。
- パリ協定第6条に基づいて実施し、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。



JCMパートナー国

- 日本は、2011年から開発途上国とJCMに関する協議を行ってきており、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピンとJCMを構築。



【モンゴル】
2013年1月8日
(ウランバートル)



【バングラデシュ】
2013年3月19日
(ダッカ)



【エチオピア】
2013年5月27日
(アジスアベバ)



【ケニア】
2013年6月12日
(ナイロビ)



【モルディブ】
2013年6月29日
(沖縄)



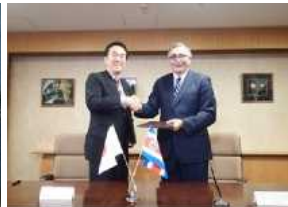
【ベトナム】
2013年7月2日
(ハノイ)



【ラオス】
2013年8月7日
(ビエンチャン)



【インドネシア】
2013年8月26日
(ジャカルタ)



【コスタリカ】
2013年12月9日
(東京)



【パラオ】
2014年1月13日
(ゲルルムド)



【カンボジア】
2014年4月11日
(プノンペン)



【メキシコ】
2014年7月25日
(メキシコシティ)



【サウジアラビア】
2015年5月13日



【チリ】
2015年5月26日
(サンティアゴ)



【ミャンマー】
2015年9月16日
(ネピドー)



【タイ】
2015年11月19日
(東京)



【フィリピン】
2017年1月12日
(マニラ)

二国間クレジット制度（JCM）について※Joint Crediting Mechanism

- 途上国等への優れた脱炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの排出削減への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標の達成に活用。
- 本制度を活用し、環境性能に優れた技術・製品は一般的に初期コストが高く、途上国への普及が困難という課題に対応（JCM資金支援事業等のプロジェクト組成に係る支援を実施中）。

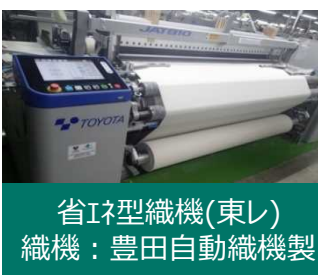
再エネ



省エネ（産業）



省エネ（民生）



省エネ（都市）



廃棄物



交通



JCM 設備補助事業・業種別参画企業

86社が代表事業者として参画（H25～R2 採択事業者）

卸売業	伊藤忠商事、稲畑産業、兼松、豊田通商、豊通マシナリー、日本紙パルプ商事、ファームドウ、ユアサ商事、丸紅
小売業	イオンモール、イオンリテール、ファーストリテイリング、ファミリーマート、ローソン
食料品	CPF Japan、エースコック、キリンホールディングス、サッポロインターナショナル、サントリースピリッツ、富士食品工業
化学・ゴム製品	大塚製薬工場、協和発酵バイオ、住友ゴム工業、バンドー化学、昭和電工マテリアルズ、三菱ケミカル
繊維・ガラス・土石	AGC、TOTO、東レ、日清紡テキスタイル
非鉄金属	YKK
電機・電子、精密機器	HOYA、WWB、シャープエネルギーソリューション、ソニーセミコンダクタ、第一実業、ティー・エス・ビー、富士・フォイトハイドロ、ミネベアミツミ、矢崎部品、リコー、日立ジョンソンコントロールズ空調、
機械、産業機械	荏原冷熱システム、兼松 KGK、前川製作所、三菱重工
輸送用機器	デンソー、トヨタ自動車
陸運、倉庫・運輸	日本通運、両備ホールディングス
建設業	JFEエンジニアリング、高砂熱学工業、トーヨーエネルギーファーム、日鉄エンジニアリング、日本クラント、ネクストエナジー・アンド・リソース、フジタ、裕幸計装
電気・ガス・熱供給・水道業	アウラグリーンエナジー、関西電力、キューデン・インターナショナル、北酸、メタウォーター、横浜ウォーター、リベラルソリューション、サイサン、出光興産、静岡ガス、自然電力
金融業	東京センチュリー、三井住友ファイナンス&リース
サービス業、その他	NTTデータ経営研究所、NTT ファシリティーズ、アイフォーコム、アジアゲートウェイ、関西環境管理技術センター、グローバルエンジニアリング、数理計画、長大、日本デピア、パシフィック・コンサルタンツ、ファインテック、早稲田環境研究所、加山興業、新日本コンサルタント、アラムポート

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）抜粋

- 途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、**我が国のNDCの達成に活用するため**、JCMを構築・実施していく。これにより、**官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。**

インフラシステム海外展開戦略2025（令和3年6月改訂版）（令和2年12月10日）抜粋

- このため、我が国は、関係省庁連携の下、相手国の発展段階に応じたエンゲージメントを強化していくことで、世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。具体的には、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS／カーボンリサイクル等も含めた**CO2排出削減に資するあらゆる選択肢の提案**やパリ協定の目標達成に向けた**長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援**を行う、「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を推進していくことを基本方針とする。

パリ協定6条ルール交渉をリードし、世界に先駆けてJCMを実施してきた我が国として、今後も6条の実施のためのアクションを通じて、世界の脱炭素化に貢献する。

1. JCMのパートナー国の拡大と、国際機関と連携した案件形成・実施の強化

- インド太平洋を重点地域として、JCMパートナー国拡大の交渉を加速化（現状17のパートナー国）。
- 来年のCOP27エジプト開催も踏まえ、アフリカにおけるJCMの実施を強化。
- アジア開発銀行、世界銀行、国連工業開発機関（UNIDO）等と連携した案件形成・実施を強化。

2. 民間資金を中心としたJCMの拡大

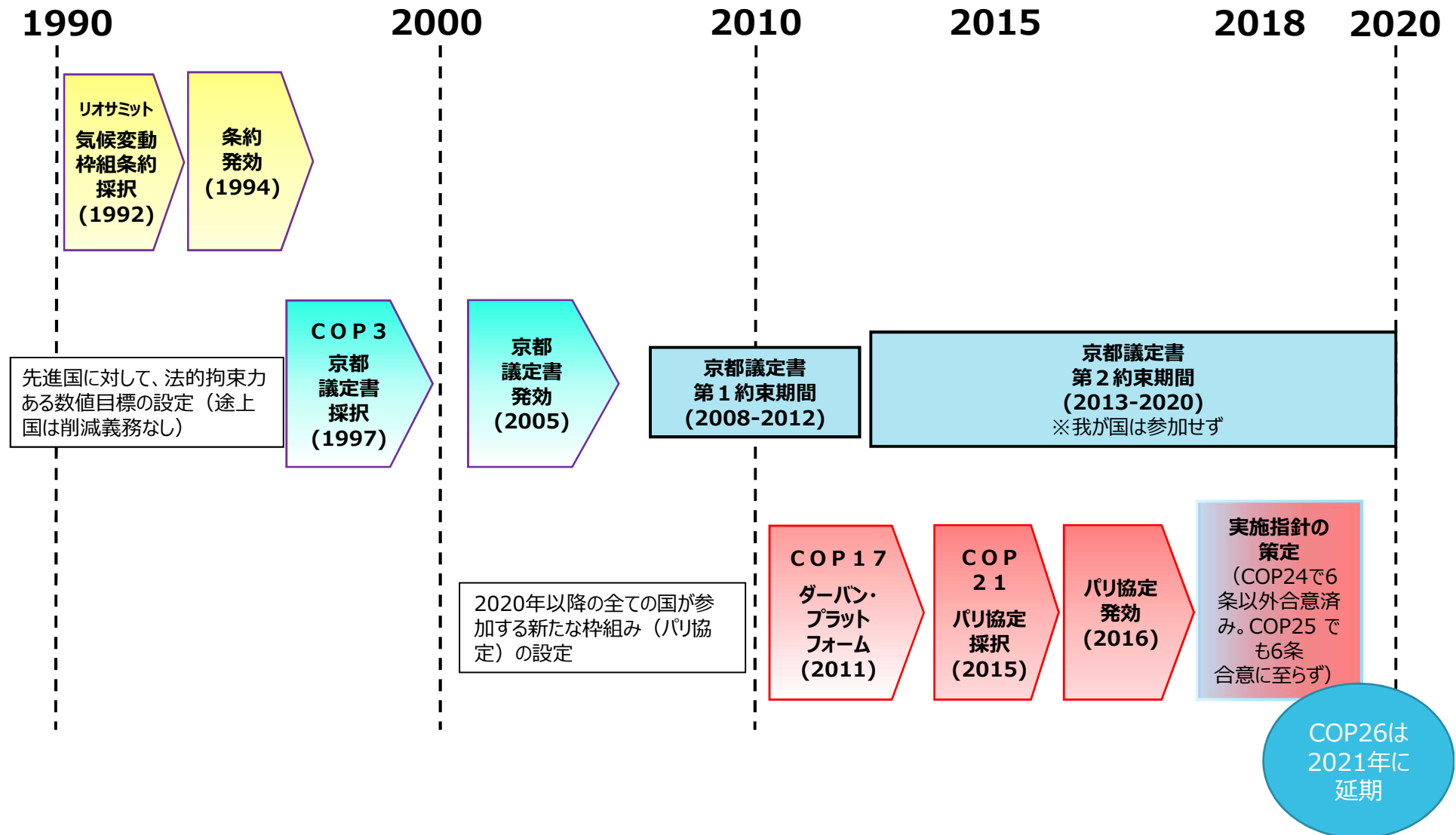
- 民間企業において、JCMを通じた国際的な排出量取引市場への参加の関心が高まることを踏まえ、年内に経済産業省等の関係省庁等と、民間資金を中心としたJCMプロジェクト形成に向けた検討を開始。

3. 市場メカニズムの世界的拡大へ貢献

- 国連気候変動枠組条約の地域協力センター、世界銀行の市場メカニズム実施パートナーシップと連携し、政府職員・事業者の能力構築を支援。
- 6条の体制構築支援、6条実施の報告、実施プロジェクトによる削減量算定に必要な技術支援等を実施。

參考資料

気候変動対策の国際交渉の経緯（締約国会議＝COP）



パリ協定（Paris Agreement）の概要

- C O P 21（2015年11月30日～12月13日、於：フランス・パリ）において採択
2016年11月に発効。
- ✓ 「京都議定書」に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。
- ✓ 先進国及び途上国が参加する公平な合意。

- パリ協定には、以下の要素が盛り込まれている。
- ✓ 世界共通の長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求すること、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡することに言及
- ✓ 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新。
- ✓ 我が国提案の二国間クレジット制度（JCM）も含めた市場メカニズムの活用を位置付け。
- ✓ 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
- ✓ 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
- ✓ すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受ける。
- ✓ 5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み（グローバル・ストックテイク）。

主な交渉議題：6条（市場メカニズム）

状況・背景

- パリ協定6条（市場メカニズム）：外国での排出削減プロジェクトによる排出削減量をクレジットとして取得し、自国の削減目標の達成に用いるもの【6条2項：二国間型、6条4項：国連管理型】
- 市場メカニズムにより、世界レベルでの効率的・追加的な削減の促進が可能となり、世界の野心向上に大きく寄与。6条ルール合意が、民間資金の動員や自主的市場の形成にも貢献。
- 他方、2018年COP24でパリ協定実施指針（パリ・ルールブック）を採択するも、6条ルールのみ排出削減量の二重計上防止策、京都議定書下の市場メカニズム（CDM）のクレジットのパリ協定への移管、市場メカニズムを通じた適応資金支援等に結論が出ず先送り。2019年COP25でも議論は前進したが、合意に至らず。

COP26合意内容

- 二重計上防止策：日本提案である排出削減プロジェクトの実施国の政府が「承認」したクレジットのみをNDC等にて利用可とする案が採用
- CDMクレジットのパリ協定への移管：2013年以降に登録されたクレジットを対象に
- 6条2項の二国間型メカニズムからの適応への資金支援（パリ協定では6条4項の国連管理型のみ義務として規定）：自主的貢献と報告義務で決定

日本の貢献

- 世界的に先進的な二国間の市場メカニズムであるJCMの経験も活かし、パリ協定の条文交渉から貢献
- 6条ルール交渉においても、定量的なデータ・分析・決定テキスト案の提供を通じて議論を促進
- 特に二重計上防止策についての日本提案（政府「承認」に基づく二重計上防止策）により交渉を妥結

主な交渉議題： 13条（透明性）

背景

- COP24では、GHGインベントリ報告におけるIPCC2006年ガイドラインの使用、個別の報告事項ごとに途上国の能力に応じて与えられる柔軟措置、NDC進捗報告における、比較可能性を担保するための共通表形式での報告等について実施指針として合意。
- COP25では報告表・様式の作成が議論されたが合意できず（パリ・ルールブックの一部）。以降COP26までの間、オンラインで数多くの技術的事項について話し合いが継続されたが、一部途上国は交渉プロセスとしての表・様式のドラフティング作業を拒否し、正式な議論の土台がないままCOP26へ。

COP26での交渉

- COP26初日にSBSTA議長主催の技術的会合により、これまでの議論を反映した表・形式が正式な交渉の俎上に上がり議論が開始。一部途上国より、能力不足や国の事情により報告できない事項等の存在を理由に行・列の削除や、表形式そのものの様式を否定する主張がなされ、閣僚級会合と同時に、数多くの専門家会合やハドルでの論点ごとの交渉が続けられた。
- 同時に途上国からは報告に係る支援を求める声も大きく、最後は地球環境ファシリティ（GEF）の議題における支援強化の約束とパッケージで、GHGインベントリ報告及び、NDC進捗報告ともに報告表に合意。
- なお我が国他多くの国の支持により、2019年IPCC京都総会で採択されたIPCCインベントリガイドライン2019年改良版（いわゆる「京都ガイドライン」）の自主使用も認められた。

COP27に向けて

- キャパシティ・ビルディングを含む報告のための支援のあり方については新たな議題の下継続して議論。
- インベントリ報告に必要なソフトウェアの開発状況報告、報告書レビューのトレーニングプログラムについてSBSTAの下議論継続（特に実施指針には規定のない、ロスダメ等）。
- NDC進捗報告については6条報告とのリンク部分の表が一応完成しているが、今後6条交渉で詳細が議論される中で追加的な作業が必要になる可能性は有り。

主な交渉議題：NDCの共通の実施期間（コモンタイムフレーム）

背景

- パリ協定第4条では5年ごとのNDCの通報が求められているが、NDCの実施期間や、目標年の数値は記載されず、以降の会合で議論することが定められていた（パリ・ルールブックの一部）。
- COP24では2031年以降のNDCについて議論することは合意され、COP25では実施期間を5年、10年、またはそれらの組み合わせとするかなど複数のオプションがだされるも、合意できず。
- 2020年から2021年にかけて専門家から閣僚級まで多くのオンライン会合が開催され、各オプションの技術的な整理については概ね尽くされた一方で、スイス・ルワンダによる閣僚級ファシリテーターの下でバイが並行して継続する中でCOP26を迎えた。

COP26での交渉

- 第1週のSBI会合において、SBI議長が作成したInformal noteを議論の開始点とすることに合意。第2週はSBI議長より示された9つの選択肢をベースに、HODsや閣僚級バイが開催。
- 第2週半ばに、5年間の期間を義務としつつ、2030年提出までは5年と10年を選択できるという案が提示されたが、それに対する各国からのコメントを踏まえ、最終的には、全締約国に対し、2025年に2035年目標、2030年に2040年目標を通報（以降、5年毎に同様）することを奨励する決定が採択された。
- なおNDC実施期間の開始年は明示なしだが、COP24での2031年以降のNDCを議論するという合意と合わせ読むと、2031-2035年、2036-2040年という5年期間が奨励されていると考えられる。

COP27に向けて

- 本議題の交渉はCOP26をもって終了となるが、NDCの5年ごと通報にむけて各国で国内での議論をすすめることとなる。

主な交渉議題：資金

背景

- **【長期気候資金】**COP下での本議題は、COP26で終了予定だが、COP25では継続を廻って対峙。1000億ドル未達成（2019年）で達成見込みが2023年とのOECD報告もあり、引き続き争点。
- **【新規合同数値目標】**CMAの下で、2025年以降の新規目標の議論をCOP26から開始予定。
- **【適応基金】**6条決着まで、交渉に入らないとする途上国の姿勢により、ルール16が続いている。

COP26での交渉

- **【長期気候資金】**2027年までCOPの下で同議題の継続審議が決定。交渉の外では、1000億ドル達成へ向けて、各国が資金のプレッジを表明。
- **【新規合同数値目標】**議論が開始された。既存の場（CMA、ワークショップ、閣僚級）の加え、「アドホック・ワークプログラム」が設置され、2022～24年で年4回（内SBで2回）技術的な議論がステークホルダーも交えて開始される。
- **【適応基金】**レビューについては、2022年までの作業が決定。理事会メンバーは継続審議となったが、別のサブ議題（理事会の報告）でパリ協定締約国の理事会への適格性基準が決定された。

COP27に向けて

- 1000億ドル目標達成は2023年見込みであり、ギャップを埋めることが期待される。
- 新規合同数値目標のアドホック・ワークプログラムへの技術的インプット準備。インクルーシブな場を目指すので、国内の民間金融やマルチ・援助機関などステークホルダーとの意見交換も必要。

主な交渉議題：適応

背景

- 適応に関して、パリ協定第 7 条に、「**適応に関する世界全体の目標（GGA: Global Goal on Adaptation）**」が定められているが、その内容や運用については、特に定まっていない。
- GGAについては、これまで、パリ協定に基づく「適応委員会」で議論してきたが、途上国は、適応委員会は技術的な議論に終始し、資金を扱わないことから議論は不十分とし、具体的な検討をするためにCOP26（CMA3）において新規議題として追加することを主張していた。

COP26での交渉

- GGAについては、CMA3のサブ議題において議論されることとなった。我が国は、目標設定や進捗評価が各国の状況に応じて様々であり、GGAの具体化には、適応委員会等の専門家による技術的検討が確保される仕組みとすべき旨主張。
- 交渉の結果として、COPの補助機関（SBI及びSBSTA）が、適応委員会等の専門家の知見も活用しつつ、**今後 2 年間の作業計画「GGAに関するグラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画」を開始することが決定された。**

※ シャルム・エル・シェイクは、2022年にCOP27が開催される予定となっているエジプトの都市。

COP27に向けて

- 作業計画の一環として、各国の意見提出やワークショップ開催等を通じて、GGA達成に向けた各締約国のニーズ把握や進捗評価に向けて必要な検討を進めることになる見込み。
- 我が国としても、**科学的知見や国内施策のインプットを通じて、本作業計画に貢献していく。**

主な交渉議題：ロス＆ダメージ

背景

- ロス＆ダメージとは、気候変動の悪影響（気象についての極端な事象及び緩やかに進行する事象を含む。）に伴う損失及び損害を指す。
- 先進国は適応の範囲内での対応と理解。途上国は、ロス＆ダメージへの対応のための追加的な資金支援を追求。

COP26での交渉

- 2019年の国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）で設置された、災害対策等に経験を有する専門組織等によって構成されるサンティアゴ・ネットワークの機能について議論が行われ、決定文書に盛り込まれた。
- また、2022年春からの補助機関会合（SBI）において、締約国、関連組織及び関係者の間でグラスゴー対話（Glasgow Dialogue）を立ち上げ、ロス＆ダメージを回避し、最小化し、対処するための活動への資金提供の取り決めについて議論することとなった。

COP27に向けて

- グラスゴー対話を通じて、ロス＆ダメージを回避し、最小化し、対処するための活動への資金提供の取り決めについて議論を開始し、SB60（2024年春）で結論。
- サンティアゴ・ネットワークの機能について、COP26における決定内容に引き続いて議論を継続。
- ワルシャワ国際メカニズム（WIM）のガバナンスに関する議論は、引き続き継続。

主な交渉議題：条約下長期目標の定期レビュー・GST

背景

- 【定期レビュー】長期（気温）目標等に関する第2回レビューを2020年より実施。
- 【GST】パリ協定14条に基づき、技術対話の準備期間が2021年より開始。

COP26での交渉

- 【定期レビュー】第2回専門家対話が開催、IPCC、UNEP等などから地球規模・地域視点での最新の科学的知見のについてインプットが行われた。また交渉としては第3回専門家対話（2022年6月予定）の開催に関するガイダンスが議論。
- 【GST】第1回グローバルストックテイクに向けた情報源リストの補完の必要性について検討し、（拡大されることなく）従前の合意に従って進めることで合意。

COP27に向けて

- 【定期レビュー】第3回専門家対話をSB56（2022年春）に実施し、2022年COP27で第2回長期目標の定期レビューを終了。**2024年COP29にて議題の継続を協議。**
- 【GST】SB56（2022年春）、SB57（2022年冬）、SB58（2023年春）の各会合にて技術的対話が計3回開催され、COP28（2023年冬）で成果物の検討を実施。
- 先進国・途上国の二分論等を求める内容とならないよう扱われる気候目標、適用、資金等情報のバランスに要注意。

主な交渉議題：キャパビル/気候エンパワメント行動（ACE）

背景

キャパシティ・ビルディング

- 条約・議定書の下での経済移行国（EIT）支援にかかる第5回レビュー（5年に1度）、議定書下の途上国支援のレビューを実施し、キャパビルに関するパリ委員会（PCCB）の年次技術進捗報告書の2020、2021年の2つが審議予定。2021年には条約・協定下の各機関の情報共有のための非公式協議グループ（ICG）が設置された。

気候エンパワメント行動（ACE：教育・訓練・普及啓発・若者等の参加・情報アクセス・国際協力）

- 「気候エンパワメント行動に関するドーハ作業計画」（2012年）の完了を受け、これをレビューし、次期作業計画の検討を行うこととなっていた。これに向けACEダイアログと分科会が開催されていた。

COP26での交渉

キャパシティ・ビルディング

- EIT支援は2026年の次期レビューに合意。EITがパリ協定下への支援拡大を主張したが、認められず。途上国支援については、議定書下のキャパビルについて既存決定の範囲の中で、実施継続を決定。
- PCCB報告とICG設置を歓迎、各国へ行動を求める特定の勧告については留意する中立的決定。

気候エンパワメント行動（ACE）

- 「気候エンパワメント行動に関するグラスゴー作業計画」（10年間）に合意。ACEの政策一貫性・調整された行動・ツールと支援・モニタリング評価と報告の4つを優先分野とする内容。
- 一部途上国反対により人権アプローチ等の文言が削除されたことに、ついて、SBIプレナリーでEU・AILAC・他の途上国から強い不満の発言がなされた。

COP27に向けて

キャパシティ・ビルディング

- 2022年PCCBでは、NDCと持続可能な回復と整合したキャパビルについて検討行う予定。

気候エンパワメント行動（ACE）

- 「グラスゴー作業計画」の短期アクションプランについてCOP27までに検討、決定を行う。

脱炭素インフラニシアティブ ～JCMにより海外展開を促進する環境インフラ～

<2030年度目標>

- 官民連携でJCMプロジェクトの想定GHG排出削減量累計 1 億トンCO2程度を目指す（資金の多様化による加速化を通じて官民連携で事業規模最大 1 兆円程度）。我が国の排出削減目標にも活用。

⇒この実現に向け、JCM拡大の条件整備を図る。

(JCMにおける注力すべき分野)

1. 再エネ

(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、グリーン水素等)



太陽光



風力

2. グリーン物流 (コールドチェーン含む)

(ノンフロン冷却装置、モーダルシフト、空港・港湾等)



高効率冷凍機



モーダルシフト

3. 廃棄物インフラ

(廃棄物発電、リサイクル施設、最終処分場等)



廃棄物発電



処分場改善 (福岡方式)

※ この他にも、省エネ設備、エネルギー有効利用、CCUS、フロン回収・破壊、浄化槽、REDD+等

1. JCMパートナー国の拡大、国際機関と連携した案件形成・実施の強化

● インド太平洋を重点地域として、JCMパートナー国拡大の交渉を加速化

…現状の東南アジア等を中心とした17のパートナー国からの拡充を目指し、太平洋島嶼国や南西アジア等のインド太平洋地域を重点地域として交渉を加速化。

2021年度は日印環境政策対話、第9回太平洋・島サミット(PALM9) 共同行動計画に基づきJCMに関するワークショップを実施。



● 来年のCOP27エジプト開催も踏まえ、アフリカにおけるJCMの実施を強化

…2022年のCOP27（エジプト）がアフリカでの開催が予定されていることも踏まえ、アフリカにおけるJCMの実施を強化



United Nations
Framework Convention on
Climate Change

● アジア開発銀行（ADB）、国連工業開発機関（UNIDO）、世界銀行等と連携した案件形成・実施を強化

…インド太平洋地域（ADB）、アフリカ地域（UNIDO）でのJCMの実施及び世界（世界銀行）における6条の理解増進とプロジェクト実施について強化。

ADBには、JCM信託基金を設置し、脱炭素技術導入に係る追加コストを支援。

2. 民間資金を中心としたJCMの拡大

- 民間企業において、JCMを通じた国際的な排出量取引市場への参加の関心が高まることを踏まえ、年内に経済産業省等の関係省庁等と、民間資金を中心としたJCMプロジェクト形成に向けた検討を開始。

…新たな地球温暖化対策計画では、JCMは2030年度までの累積で 1 億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量を目指すこととしている

…JCMの更なる活用にあたっては、官民連携を通じて温室効果ガス排出削減及び持続可能な開発に貢献するプロジェクトの形成をさらに強化・拡充するため、従来の設備補助等の拡充等だけでなく、民間資金を中心としたJCMプロジェクトの案件組成（民間JCM）を推進するための課題整理、実施促進が必要

…現時点のJCM実施スキームをレビューしつつ、民間事業者が自らの資金によりJCMを活用するに当たり、政府と当該民間事業者の役割分担、相手パートナー国とのJCM合同委員会での扱い方などの実務的な観点からの課題を整理し、実施促進策を検討する（検討成果はガイドラインとして取りまとめ予定）



3. 市場メカニズムの世界的拡大へ貢献

- 国連気候変動枠組条約の地域協力センター（RCC※）、世界銀行の市場メカニズム実施パートナーシップと連携し、政府職員・事業者の能力構築を支援。
- 6条の体制構築支援、6条実施の報告、実施プロジェクトによる削減量算定に必要な技術支援等を実施。

… 今後はパリ協定第6条の世界的な迅速な運用に向け、日本が支援してきたアジア太平洋地域の地域協力センター（RCC）で取り組んできた経験やネットワークを十分に活用し、以下の活動支援を実施



- 6条プロジェクトのホスト国政府・事業者に対する6条ルール（関係ルール、相当調整など）についての理解向上ワークショップの開催
- 京都議定書下のクリーン開発メカニズム（CDM）プロジェクトのパリ協定の6条4項メカニズムへの移管に向けたホスト国内におけるプロジェクト承認体制の構築支援
- 事業者及びホスト国政府への6条4項メカニズムに適用される方法論の開発支援
- RCCネットワークを活用した中南米、アフリカ、中東との情報・経験共有 等